

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和 7 年 1 月 2 8 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 桶谷 耕一

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 1 月 2 3 日（木曜日）～ 1 月 2 4 日（金曜日）

活動先 福井県、坂井市アンテナショップ、松下政経塾、認知症介護研究・研修
東京センター・公益財団法人さわやか福祉財団

活動目的 ・ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法並びに国の認知症施策
推進基本計画に合わせた、市での推進について
・ 「いきがいを持って支え合う住民主体の地域共生社会の実現」に向け
た取組と市での推進について
・ 議員としての人間観や国家観の涵養、国家の基本課題について

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用い
る。）

別紙報告書のとおり

視察研修の内容及び感想

1. 日時 令和7年1月23日～24日 2日間

2. 視察先、研修内容及び感想

① 東京都内での福井県や各市の認知度アップに向けた取組 視察研修

- ・ふくい食の国291 東京都中央銀座1丁目5-8
- ・ふくい南青山291 東京都港区南青山5丁目4-41
- ・福井県坂井市アンテナショップ 品川区平塚3丁目4-2

銀座の店は移転して、周辺との調和があった、坂井市は規模が小さかった。

② 認知症介護研究・研修東京センター

東京都杉並区高井戸西1-12-1

講師 認知症介護研究・研修東京センター

研究部 部長

内容 認知症基本法並びに国の基本計画に基づく市町での有効な取り組みについて

認知症基本法は、共生社会の実現を推進するための法律であり、2024年1月1日に施行された。この法律の基本理念と推進、自治体の役割について教示頂いた。

・全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。

・国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知度の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。

③ 公益財団法人 さわやか福祉財団 清水理事長、福井県担当

東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階

内容 「いきがいを持って支え合う住民主体の地域共生社会の実現」に向けて、それぞれの地域で、具体的に進めていき方向の教示。

総合事業（介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」として定められています。）は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の方に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

全国の具体的な事例の紹介、各市町での具体的な取り組みと今後の推進について、詳細に資料に基づき説明を受けた。

④ 松下幸之助記念志財団（公益財団法人）松下政経塾

神奈川県茅ヶ崎市汐見台5-25

内容 ・議員としての人間観や国家観を涵養し国家経営の基本理念の探求

・国家の基本課題について

・激動する世界の潮流を知り日本の進路の探求など、資料に基づき教授。

様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年 5月 1日

越前市議会

議長 吉田 啓三 殿

議員氏名 桶谷 耕一

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年 5月 1日（水曜日）

活動先 おけたに耕一通信（vol. 13）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 （有）ワープロセンターホープ

支払金額 105,600円

配布先 市内各所

配布部数 4,400枚

別添のとおり



暮らしを守る定額減税・給付

物価高から暮らしを守るとともに、デフレ脱却に向けた一時的な措置として、2024年6月以降1人当たり計4万円が定額減税されます。また、住民税非課税などの低所得世帯や、減税の恩恵を十分受けられない人には給付が行われます。定額減税と給付の概要を紹介します。

(住民・所得税課税世帯) 1人当たり4万円減税／扶養家族含め6月から実施

24年6月から始まる定額減税では、納税者本人と配偶者を含む扶養家族を対象に1人当たり所得税3万円、住民税1万円を減税します。所得税や住民税が控除される住宅ローン減税などを受けている場合、税額控除後に残った納税額から差し引きます。なお、年収2000万円超の高所得者は対象外となります。

対象者それぞれの減税の実施時期は次の通りです。

定額減税と給付の概要

対 象	支 援 内 容		給付・減税時期
住民税・所得税 課税 (約 9500 万人)	納税者と配偶者を含む扶養家族 1人当たり 4 万円 (所得税 3 万円、住民税 1 万円) を定額減税 例 父(納税者) + 母(配偶者) + 子(扶養) =12 万円 (4 万円 × 3 人) 減税		2024 年 6 月 開始
住民税非課税世帯 (約 1500 万世帯)	既に支給された 3 万円に加え 7 万円追加給付	子育て世帯には 子ども (18 歳以下) 1 人当たり 5 万円を加算	23 年 12 月 以降に順次 給付開始
住民税均等割のみ 課税世帯 (約 200 万～ 300 万世帯)	10 万円給付		24 年 2～3 月 めど以降に 順次給付開始
4 万円未満の減税 (約 2300 万人)	4 万円分、減税しきれない差額を 1 万円単位で給付 例 減税が 2 万 9000 円分のみの場合 4 万円との差額 1 万 1000 円を 切り上げて 2 万円給付		24 年に入手可能 な課税情報を基 に同年 8～9 月 めど以降に給付 開始



自治体によって給付時期に差あり



自治体によって給付時期に差あり

※内閣官房の資料などを基に作成

給与所得者

24年6月の給与や賞与支給時の源泉徴収額から所得税を減税し、6月で引ききれない残りは7月以降順次差し引きます。住民税は6月分を徴収せず、減税分を引いた年間の税額を7月以降の11カ月間で均等に徴収します。

公的年金所得者

所得税は24年6月の年金支給時に減税し、引けない分は次の支給時である8月以降順次減税します。住民税は24年8月徴収分までの税額が既に確定しており、10月分から減税し、引けない分は12月分以降順次差し引きます。

個人事業主などの 事業所得者や不動産所得者

所得税は原則25年2～3月の確定申告時に減税。ただ、前年所得などを基に計算した納税額が15万円以上の人は、確定申告前に一部を納税する年2回の「予定納税」時に減税します。住民税は24年6月徴収分から減税します。

- Q1** 地域福祉計画は、社会福祉法改定により、他の福祉計画よりも上位計画として位置づけられています。ともに支え合うまちの施策に「地域のネットワークづくり」の推進がありました。小学校単位で実施している地区福祉ネットワークと介護保険事業の地域支え合いの第2層協議体の考え方は？
- A1** 地区福祉ネットワーク会議は、地域の見守り活動等を推進するために、話し合ったり、情報共有する場、見守り活動を担う区長、民生委員・児童委員、福祉推進員等が中心となっています。一方、介護保険の第2層協議体は、小学校区ごとに、高齢者に関する地域課題の解決策を協議する場であり、課題解決のために地区から選出された地域支え合い推進員が中心となっています。解りやすい表記といたします。
- Q2** 地域の中で支える人材育成について、生活支援サポーター養成や（傾聴ボランティア）家族やすらぎ支援員の方々も支える人材では？
- A2** 生活支援サポーター、家族やすらぎ支援員、認知症サポーター、介護予防サポーター、ゲートキーパー等の各種サポーターは、地域の重要な担い手です。
- Q3** 多様な活躍の場や、世代や属性を超えて交流できる場や居場所とは？
- A3** 「世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所づくり」とは、自分らしく居られる居場所と多様な活躍の場によりウェルビーイング（幸福実感）をめざすもの。高齢者のつどいやサロン、障がいの方の地域活動支援センター、子どもや子育て世帯の地域子育て支援センター等といった、既存の場所や居場所を活用して、対象ではない人も交流したり、活動することができるものです。
- Q4** 支援が必要な人や支援者を支える体制があるまちについて、分野を超えた支援とは？、ケースごとにとどのように連携するのか？
- A4** 例えば、生活困窮世帯の場合には、市社会福祉協議会、ハローワーク、区長や民生委員等の地域の関係者、税務課や上下水道課等とも連携します。ひきこもりの場合には、ひきこもりサポート事業所、医療機関、ふくい若者サポートステーション、地域の関係者と連携し、社会参加を支援するもの。



次に、中小企業支援について伺う。企業数で日本全体の9割超、従業員数で7割弱を占める中小企業です。

- Q1** 現在の越前市の求人倍率はいくつあるか
- A1** 最新のデータである令和5年10月の本市の有効求人倍率は1.53倍となっている。
- Q2** 現在の外国人市民の人数、全体の割合、国別人数についてお伺いします。
- A2** 令和5年12月1日現在の外国人市民は4,381人です。全市民のうち、外国人市民の占める割合は約5.5%です。国別では最も多いのはブラジル人2,893人、次いで、ベトナム人639人、フィリピン人269人、中国人168人となっています。
- Q3** 越前市の中小企業等の支援について、「生産性向上」を越前市としてどのように支援しているのか？
- A3** 中小企業において、労働力不足の解消や、コスト削減の効果、働き方改革の実現のために、生産性向上に取り組む企業に対して、市では、支援制度を整備している。
企業立地促進補助金では、生産性向上につながる機械設備の更新などを行う際、補助率10%を支援します。
小規模事業者伴走型持続化補助金では、センサー等を活用した生産工程のデータ収集や、AIによるデータ分析と生産工程の最適化など、生産性向上の取組みを支援いたします。
中小企業等経営強化法に基づき、中小企業者が労働生産性を向上させる先端設備を導入した際、固定資産税を最長5年、1/3に軽減する税制支援を設けています。
- Q4** 市内に在住する外国人市民や実習生に対し日本語教育の実態と越前市としての支援の現状は？
- A4** 外国人市民に対する日本語教育については、市国際交流協会の日本語学習支援者が中心となって日本語教室を実施しています。
休日や夜間の開催など、学習者である外国人市民のニーズに合せ、一人ひとりの日本語レベルに応じた授業が行われており、令和4年度は年間で3千回を超える回数が実施。
外国人を雇用する企業においても、日本語教室を開催。
- Q5** 行政として、外国人との共生社会に向け、さらに魅力度を上げるために、雇用事業者と連携したコミュニケーションの充実や居場所づくりが必要と考えますか？
- A5** 技能実習生を雇用する企業では、生活指導員を配置しており、技能実習生の日常生活を指導するほか、日本語上達のための支援を行うなど、日頃から機能実習生とのコミュニケーションを図っている。
外国人が働いている企業では、日本人従業員が、市国際交流協会が開催する講座に参加し、外国人の母国の文化への理解を深めている。
- Q6** 和紙産業に限らず、地場産業に新しい発想を取り入れて、事業展開することは、大変良いこと。地場産業等に「地域おこし協力隊」の導入についての考えは？
- A6** 地域おこし協力隊は、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。地域に新しい風を吹き込み、定住いただければ、将来の地域の活力の増加にもつながります。今後の施策に必要な地域おこし協力隊の採用を検討していきたいと考えています。



2023年6月に超党派の議員立法により「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

世界で最も高齢化が進んでいる日本では、2025年に65歳以上の5人に1人、約700万人が認知症になると推計されています。誰がなってもおかしくないといえる状況にあって、認知症が正しく理解され、認知症の人の尊厳が保たれて、安心して、希望を持って暮らせるよう「共生社会」の旗印を掲げた基本法の制定は、社会全体の意識変革につながる。

Q1 認知症の人に関する市民の理解の増進等をどのように実施しているか。

A1 認知症の理解の増進については、認知症対策で最も重要であると認識。地域包括支援センターでは、年間を通して、地域住民、学生、職域に対し、日常生活圏域6箇所ごとに各5回を実施目標として、認知症サポーター養成講座を開催。令和3年度29回、527名、令和4年度は38回、559名を認知症サポーターとして養成。



Q2 認知症の人の社会参加の機会の確保等は、どのように実施しているか。

A2 認知症になっても、可能な限り自宅で自立した生活を送れるよう、地域・社会・仲間とつながりが切れない社会を目指し、認知症当事者がやりたいことを考えて実現できるよう支援。例として、認知症対応型通所介護事業所の「県民せいきょう丹南きらめきあったかホーム（BLG丹南）」では、福井県民生活協同組合の宅配のお手伝いや自動車販売店と協働し、洗車の仕事を行っている。若年性認知症の人への支援は、県が設置する若年性認知症支援コーディネーターと連携し、就労、社会参加、居場所など多様な支援を行っている。

Q3 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護については？

A3 判断能力の低下等により意思決定の補完が必要な人への成年後見制度、日常生活自立支援事業等の適切な制度利用へ繋げる。広報・啓発活動及び制度の周知に進めている。権利利益の保護については、認知症の人が被害に遭いやすい消費者被害や高齢者虐待の未然防止のために、市広報での特集記事の掲載や、パンフレットの配布、市政出前講座等により啓発を実施。

Q4 認知症の人又は家族等がお互いに支え合うために交流する活動や相談体制の整備は？

A4 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置（現在18名）し、医療と介護の支援ネットワーク構築や、介護サービス事業所等と連携した事業の企画、地域に応じた相談体制の充実を図っている。認知症カフェの開催により、地域社会からの孤立を防ぎ、認知症の人と家族の心理的負担軽減や適切な支援につなげている。

3月16日には、北陸新幹線が開業、「越前たけふ駅」が新幹線新駅として開業、三大都市圏からの時間短縮や、北陸三県が1時間圏内でつながることで、相乗効果を最大限に引き出し、「新幹線新駅を核とした誘客」に取り組むべき。

Q1 丹南地域には、観光地が少ないと言われてきた、越前市の観光における現状と課題は？

A1 観光地が少ないという現状はあるが、伝統産業の5産地の集積、全国的知名度の「越前がに」もあり、丹南の2市3町が連携したプロモーションも取り組む。2月23日の「光る君へ越前 大河ドラマ館」のオープンや国の北陸応援割も始まることから、多くの観光客が来訪することを期待している。



Q2 越前市の観光資源の考え方は？

A2 本市の地域資源については、越前和紙、越前打刃物、越前筆筒の伝統産業があり、紫式部や神社仏閣などの歴史文化、三大グルメや料亭文化などの食、コウノトリや田園風景などの自然、手仕事や人々の営みが時代を超えて今も息づく今立五箇エリア、寺町通り、タンス町通り、蔵の辻などのまちなみがある。

Q3 越前市観光協会のホームページに、体験・見学コースがある。現時点での手仕事を体験出来る業種と店舗施設数、対応出来る人数については。

A3 手仕事の体験ができる施設として、越前和紙では、パピルス館、卯立の工芸館と2つの和紙工房の合計4施設があり、対応可能な人数はパピルス館が最大80人、その他の施設は5人までとなっています。越前刃物では、タケフナイフビレッジと1つの刃物工房の合計2施設があり、タケフナイフビレッジが最大20人、刃物工房が4人までとなっています。越前筆筒では、2つの筆筒工房があり、1つが最大10人、もう一つが4人までである。

Q4 歴史文化を資源とした、観光活用について、どのように展開？

A4 歴史文化は、奈良・平安時代に越前国府がおかれ、紫式部ゆかりの地という強みと、現在、大河ドラマが放映されているタイミングを最大限に活用していく。大河ドラマ館を起点に、越前国府跡や、武生公会堂記念館や中央図書館での企画展、紫式部公園や紫ゆかりの館、岡太神社・大瀧神社など、市全域を「しきぶきぶんミュージアム」として、市内回遊につなげる。



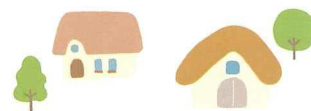
本年1月1日、能登半島を襲った大地震に伴い、住宅の耐震化について質問。

国の「住宅・土地統計調査」を基に、現行の耐震基準が導入されていない1980年以前に建てられた住宅の割合を共同通信が分析したところ、能登半島地震で大きな被害を受けた珠洲市は65%で、データのある全国1086市区町村の中で最も高かった。能登町は61%、輪島市も56%。現行基準前に建てられた家が6割前後あった。背景には人口減少や高齢化がある。

福井県では、勝山市が全国で20番目。次に大野市、越前町、若狭町、越前市、小浜市、あわら市の順。鯖江市、敦賀市、坂井市、福井市、永平寺町は20%台。

高齢化率は、勝山市と大野市が37%、越前町と若狭町が36%の順で高かった。

80年以前に建てられた住宅の割合が30%以上だった自治体は、いずれも高齢化率が30%を超えていた。



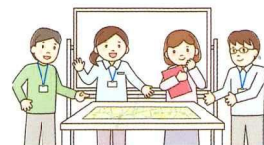
Q1 越前市の1980年以前に建てられた住宅の割合については、35.5%で、福井県の中では多い方、原因は何？

A1 過去に大きな震災や戦災に遭っておらず、そのため、古き良き家屋が多く残っており、これらの家屋を長く大切に使い続ける人が多いため、昭和55年以前の住宅が多い。

加えて、福井大地震以降、能登半島地震までは、近隣で地震による大きな被害が生じていない。耐震化の必要性を身近な問題として捉える意識が希薄で、住宅の建て替えが進んでいないこと。核家族化が進んで、子世代は新築住宅に住み、親世代は代々引き継がれた家に住んでいる現状。

Q2 越前市の耐震補強の補助金額は。

A2 木造住宅の耐震改修に係る補助金額は、令和6年度からは、耐震改修工事費の10/10の補助率で、一般住宅は補助限度額150万円、伝統的古民家は237万5千円に増額を予定している。



毎年9月1日は、1923年9月1日に起きた関東大震災にちなんで「防災の日」となっている。頻発化、激甚化する自然災害に備えるため、「防災・減災、国土強靱化」の着実な推進を図るとともに、令和3年度に始まった「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について。

Q3 越前市において、道路やライフラインにおける令和3年度からこれまでの「防災・減災、国土強靱化の取組み」としての整備状況は？

A3 道路施設については、緊急輸送道路や除雪1次、2次路線の橋梁の耐震補強を行い、おおむね完了。道路法に基づく5年に1回の頻度で実施する定期点検により、早期に改修が必要と判断された橋梁は、令和3年度から令和5年度にかけて国の追加補正を活用するなど積極的に前倒しを行い43橋を改修しました。水道については、アセットマネジメントや市水道施設更新計画に基づき、優先順位の高い管路や緊急性の高い水道施設から、効率的・効果的に更新を進めている。

病気を治すためには、早期発見、早期治療に勝るものはありません。子どもの50人に1人がかかるとされる目の病気「弱視」（視力の発達が止まる状態）についても、幼児期に早期発見・治療をすれば、正常な視力を得ることができる。

Q1 3歳児健診において、現状、弱視の子どもの早期発見は？

A1 弱視の子どもの早期発見については、3歳児健診の項目の一つである視力検査の中で実施。一次検査として、健診日までに、保護者が「3歳児健康診査票」による問診と視力検査を実施。二次検査として、健診会場で、保健師又は看護師が子ども全員に屈折検査を実施。一次検査の状況とあわせ、なんらかの異常がある場合は、その場で、小児科医の判断により精密検査受診券を交付し、眼科受診を勧奨している。受診した眼科医から精密検査の報告書を市へ提供してもらっている。

Q2 眼鏡をかけても視力が出ない弱視等の早期発見のために、屈折検査が大変有効とされています。また、2015年からの新しいフォトスクリーナと言うものが提供されている。屈折値と斜視角を同時測定するもの。越前市の屈折検査の導入状況？

A2 令和2年度から、屈折検査器フォトクリーナーの一つである「スポットビジョンスクリーナー」を購入し、屈折検査を継続実施している。（近視、遠視、乱視の度数を測定）



Q3 目の異常の発見が遅れる事でのリスクに対して、保護者への啓発は？

A3 健診会場の屈折検査実施場所に、「子どもの視覚の発達や弱視」の説明と「3歳児健診における視覚検査の意義」を記載されたポスターを掲示し保護者に周知。精密検査が必要と判断された児については、改めて保健師が個別に受診の必要性について説明。



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和6年11月15日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 桶谷 耕一

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年11月15日（金曜日）

活動先 おけたに耕一通信（vol. 14）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 （有）ワープロセンターホープ

支払金額 110,000円

配布先 市内各所

配布部数 4,400枚

別添のとおり



令和6年9月補正 地域全体でこども・子育てを応援

改正の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的支援のための体制強化

今回の事業内容

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市が必要に応じて利用勧奨・措置を実施する。



1. 家や学校以外のこどもの居場所づくり

支援内容：生活習慣の形成、学習支援、食事や課外活動の提供、保護者への情報提供・相談支援

予算額：4,000 千円（開設準備費）

※今年度から準備を実施



2. 適切な親子関係をつくる支援

支援内容：こどもとの関わり方を学ぶ講座開催。

また、同じ悩みを抱える保護者同士の交流の場の提供

予算額：100 千円（講師養成費）

※今年度から準備を実施



妊産婦・こども・子育て世代



要保護児童対策地域協議会

3. 訪問による家事・育児支援

支援内容：家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等を支援する

※コンソーシアムとは、共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体

※1、2、3は令和7年度より実施予定、4は拡充を予定しています。

今回の補正予算は事業実施のための準備費用を計上しています。



4. 緊急一時的に、こどもを養育

拡充内容：①こども自らが利用を希望した場合に利用可能に
②親子で入所が可能に



越前市においても、クマの目撃情報が連日のように発信され、昨年は人的な被害も出ている。

国では、鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえて、「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律」（鳥獣被害防止特措法）を改正して対応している。

Q1 鳥獣被害対策の鉄則の「3つの柱」とはなにか。

A1 鳥獣被害対策の3本柱とは、柿など果実の早期回収や放置果樹の伐採・刈払いなどによる「生息環境管理」、柵の設置などによる「侵入防止対策」、捕獲による「個体数の管理」となっている。

Q2 国の法律に合わせて「鳥獣被害対策実施隊」を設置できるとなっている、実施隊の概要には？また、福井県では独自の判断で、予め「捕獲隊」を編成することとなっている実情は？

A2 実施隊は、鳥獣の被害を防止のため、鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置など被害防止対策を適切に実施するもの。隊員は、市獣害防止対策ネットワークの全職員、県猟友会の南越支部及び今立支部の会員からの推薦の会員で構成し、市長が任命。

Q3 シカは、令和10年度までに、生息頭数の平成23年度水準からの半減と言われている。越前市のどのような状況で、目標値？

A3 県内のシカの個体数は、平成23年度水準を遥かに超えた状況で、増加傾向にある。シカの捕獲目標は、年654頭に挙げている。

Q4 イノシシは、平成23年度水準の半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲とある。越前市の現状は？

A4 市内では、令和元年発生した豚熱により、一時的にイノシシ被害が減少。しかし、近年捕獲頭数も急激に戻っており、以前の状況に近づきつつある。引き続き捕獲の強化を図る。

Q5 越前市鳥獣被害防止計画の中にはツキノワグマの捕獲計画に上がってない理由は？

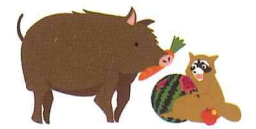
A5 現行の県の第1種特定鳥獣保護計画では、ツキノワグマは保護対象であり、人又は家畜に危害を及ぼすときのみ有害鳥獣捕獲として捕獲できる。令和6年4月にクマが環境省により指定管理鳥獣に指定された。次期県計画にはクマも指定管理鳥獣指定の対応なる。

Q6 鳥獣対策におけるICTの普及・フル活用に向けた取組について？

(1) ICTの導入・フル活用による対策の強化・効率化

(2) ICTの導入からフル活用へ プラン・ドゥ・チェック・アクションの推進の考え方

A6 ICTの活用で、ニホンザルの檻の、頭数自動カウントや遠隔操作にて扉を落とすシステムを導入。令和2年度にはイノシシ檻に入った個体の大きさのセンサー認識。令和4年度には、くくり罠の作動をスマートフォンに配信。罠の見回りなどの作業を軽減する通信システムを導入した。ICT機器の活用することで、効率化・省力化が図られる。技術革新を見極め、積極的なICTの活用を推進する。



「こども誰でも通園制度」の創設を含む、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立。同制度は、親の就労の有無にかかわらず、保育所などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みを構築するもので、未就園児の親の育児負担の軽減や孤立化を防ぐのが目的で出来た制度です。

全国では、0～2歳児の約6割に当たる146万人が未就園。こうした家庭では、親が自宅で子どもと向き合い続けて疲弊したり、誰にも悩みを打ち明けられなかったりする“孤育て（孤立した状態での育児）”で、虐待や障がいといった課題を抱えていても発見が遅れるケースが見られる。「こども誰でも通園制度」を利用することで、親がリフレッシュしたり、保育士から助言を受けたりすることができ、孤立化の防止につなげる。

Q1 最初に越前市の入園の現状についてお聞きをいたします。

A1 令和6年6月1日現在の住民基本台帳による3歳未満児の人口は、1,640人で、市内の保育園・こども園・幼稚園の入園者数は、1,001人であり、入園率は61.0%であります。同じく3歳以上児の人口は、1,845人で、市内の保育園・こども園・幼稚園の入園者数は、1,838人であり、入園率は99.6%です。

Q2 「一時預かり保育事業」との違いは？

A2 一時預かり事業は、保護者の仕事、病気、冠婚葬祭等の理由で、家庭においての保育が一時的に困難となる場合に保育所等を利用できる制度。一方、こども誰でも通園制度は、生後6か月から満3歳未満の未就園児が、保護者の就労要件を問わず、保育所等の利用が可能となる制度です。

Q3 「こども誰でも通園制度」を導入することのメリットは？

A3 子どもにとっては、家族以外の人と関わる機会ができ、同じ年ごろの子どもたちとの集団においての遊びや生活を体験すること。子どもには、物や人への興味が広がり、成長発達のための豊かな経験をもたらします。



Q4 国では、令和8年度から全国展開を目指していますが、越前市の導入の考えは？

A4 全国展開となる令和8年度の実施に向けて、導入の準備を進めている。本市の保育士不足の状況を考慮すると、市内全園で一斉に実施することは困難であるため、まずは実施可能な園から事業を開始し、徐々に実施園を増やしていく。

一般質問

窓口業務に「軟骨伝導イヤホン」の導入について

令和6年6月20日議会

一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度調査によると、日本の難聴者は人口の10%。人数に換算すると約1,300万人に上り、高齢化に伴い、今後さらに増える見込まれている。医療機器が高額なことを理由に補聴器所有率が難聴者のわずか15.2%しかいない。

東京都狛江市では、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるように「軟骨伝導イヤホン」を導入している。「軟骨伝導イヤホン」を窓口で老眼鏡のように気軽に使って、聴覚障がいの人や高齢者の方々に優しい窓口対応ができるよう取り組むべき。

Q1 窓口対応で、市民の方とコミュニケーションで、お困り事は？

A1 会話が聞き取りにくい様子が見られる方が市役所の窓口に来られた際には、表情を確認しながら分かりやすい言葉でゆっくりと耳元で話しかけたり、拡声器では、個人情報などが周囲に漏れ聞こえてしまうため、困っている。



Q2 越前市でも窓口に、安価なこともありますので、「軟骨伝導イヤホン」を是非導入を検討しては？

A2 軟骨伝導イヤホンは、耳が聞こえにくい方との意思疎通を図る上で有効な情報も参考にしながら、本市においてもまずは試験的に設置し、窓口利用者の声も聴いた上で導入を判断したい。

一般質問

介護報酬改定に伴う訪問介護のあり方について

令和6年9月12日議会

令和6年度は6年ぶりとなる診療、介護、障がい福祉サービス等の3報酬を同時に見直す「トリプル改定」が行われ、医療・福祉現場で働く人の賃上げを後押しする内容。

医療・福祉分野を巡っては、看護補助者や理学療法士、臨床検査技師といった「コメディカル」は、政府が定める公定価格で運営される同分野は、物価高の影響を価格に転嫁できないため、現場から賃上げを求める切実な声が寄せられている。

介護報酬の改定では、介護サービス全体の改定で1.59%のプラス、そのうち0.98%分を介護職員の処遇改善に充てることになっている。



その中で、訪問介護の介護サービスの環境について伺う。

Q1 越前市市内の高齢者及び障がい者の訪問介護、需給状況も含め、どのように認識しているか。

A1 訪問介護の需要については、今後も増加傾向が見込まれています。事業所から聞き取りをした結果、特に早朝や夜間、休日の訪問介護の需要が多いと聞いています。本市では、こうしたニーズの多い時間帯におけるヘルパーの調整や確保が大きな課題であると認識している。

Q2 厚生労働省では、訪問介護の基本報酬引き下げについて、介護事業経営実態調査で比較的高い収支差率だったことをあげている。加えて、一本化される介護職員等処遇改善加算を高い加算率に設定していることを強調されている。処遇改善加算を設定できれば、前回よりプラスの介護報酬になるとのこと。今回、国が提示した、訪問介護の報酬についての感想を伺う。

A2 訪問介護の基本報酬の引き下げについては、人材不足や燃料費の高騰などで厳しい経営状況にあるにもかかわらず、減額されたことに全国的に引き下げになっていますが、加算要件の見直し、新設により介護事業者を後押しする改正であります。国は、本年10月に、全国の介護サービス事業所を対象に、「介護事業実態調査」を実施し、介護従事者の処遇状況及び処遇改善加算の影響を調査する。

Q3 地域での訪問介護員の減少や訪問介護従事者の処遇改善の一助にするために、地域での助け合いを利用することについて伺い。

A3 ゴミ出しなど日常のちょっとした困りごとは、町内での見守りや声かけにより、高齢者が日頃から町内で助けを求めやすい関係を作っていくことが重要である。現在、各地区では地域の支え合い、高齢者の日常生活支援の仕組みづくり等に取り組んでいただいている。このような自主的な地域の取組みが広がることで、訪問介護員の労働環境改善だけでなく、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせることも繋がる。今後も地域全体で助け合いや支え合いの輪を広げていく環境づくりに取り組む。



8月14日付の福井新聞には全国で障がい者解雇・退職5,000人、3月～7月で329の就労事業所閉鎖でした。働いていた障がい者が少なくとも約5,000人が解雇や退職することになった。

県内では、A型事業所が、6事業所が廃止されました。働いていた障がい者は計100人。廃止のうちB型へ転換したのは3か所。休止は2か所で利用者は11人です。



Q1 越前市において、就労支援事業に通われている人の状況は？

A1 本市における本年7月中の就労継続支援A型事業所の利用者は132名、B型事業所の利用者は325名です。1年前の同時期と比較すると、A型事業所は14名の減、B型事業所は30名の増になります。

Q2 市内のA型事業所の現状と運営状況は？

A2 できるだけ利用者の空き時間を作らないよう、事業所側も工夫しながら仕事を確保しているところ。事業所からは、仕事の受託状況によっては作業が半日で終わることもあるが、その際には給料に影響が及ばないように有給休暇で対応している旨をお聞きしています。運営状況については、県による実地指導が行われていることから、適正に運営されていると認識。

Q3 越前市内の事業所には、国による報酬改定の影響を受けて、運営が厳しい事業所はありますか。伺う。

A3 A型事業所については、今回の報酬改定で、事業の収益で賃金を支払えない場合は、国からの報酬が大幅に引き下げられたことから、経営が成り立たなくなった事業所が閉鎖に追い込まれている状況です。本市では就労継続支援A型事業所1箇所が本年5月末で閉鎖され、B型事業所に移行しました。また、ほかのA型事業所からは、「最低賃金を保障することで働く場としての価値を重視していますが、その一方で、下請け価格が上昇することになり、仕事の確保が難しくなっています」といった意見もお聞きしています。今後も、事業所の現状を確認しながら、動向を注視して行きたいと考えています。

Q4 物品やサービスを調達する時、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することになっている。越前市役所の発注実績並びに福井県下の実績は？

A4 障がい者施設からの優先調達を全庁的に推進しているところです。令和5年度の県及び17市町の実績は全体で約1億5,950万円、うち本市の実績は、物品の購入や委託業務等で、6事業所から約2,250万円の調達を行っており、県内17市町の中では2番目に多い額です。

Q5 障がい者就労施設等への発注例としては、クリーニング、清掃、印刷、データ入力、包装・組立、郵便の発送などなどです。物品では、弁当、制服等注文製造、部品製造などなどです。大変優秀な越前市ですが、まだ発注する余地はないか。また、他の公共施設に発注を依頼する余地はありませんか？伺う。

A5 市ではこれまで、印刷物やイベントにおける景品等の発注のほか、除草やトイレ清掃などの業務委託、庁舎内での障がい者就労施設等の販売会の開催など、障がい者施設に対する優先発注を全庁的に進めてきた。提供可能な物品やサービス内容を改めて全庁的に周知し、学校や指定管理施設も含めてさらなる優先調達を働きかけていく。

近年、行政への申請、手続き書類は、社会の複雑化、高度化に伴い、年々行政手続きは、高度な法的知識や専門知識を有するものでないと、申請（提出）出来ないことがある。

「行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資する」ために、行政書士法を定めて、行政書士を養成している。行政書士法には、「行政書士でない者は業として官公署に提出する書類作成の業務を行うことができないものとされている。」

Q1 本市において、行政書士が行う手続きとして、どのようなものがあるか。

A1 行政書士の業務は行政書士法に規定されており、①官公署に提出する書類の作成 ②権利業務に関する書類の作成 ③事実証明に関する書類の作成などがある。

Q2 行政書士は行政書士法施行規則では、自身の作成した書類の欄外に記名し職印をいるが、書類欄外の氏名、職印を書類受理の時に、確認しているのか？

A2 行政書士が作成した書類については、欄外に記載が必要となる行政書士の氏名、職印の有無を確認しています。

Q3 市役所（役場）においても、違法・不当な書類の作成、提出行為の排除を徹底する必要がある。防止策については？

A3 証明書等の交付申請や、各種許認可の手続きについて、申請者が本人が代理人かに関わらず、各種法令等に照らし適正なものであるか、しっかりと審査をしていく。行政書士以外の方が官公署に提出する書類等の作成を業として行うことは、法律で禁じられている旨の周知看板を窓口を設置しており、引き続き注意を促す。



様式第4号（第6条関係）

活動結果報告書

令和7年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 桶谷 耕一

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年3月31日（月曜日）

活動先 おけたに耕一通信（vol. 15）

活動目的 越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者 （有）ワープロセンターホープ

支払金額 110,000円

配布先 市内各所

配布部数 4,400枚

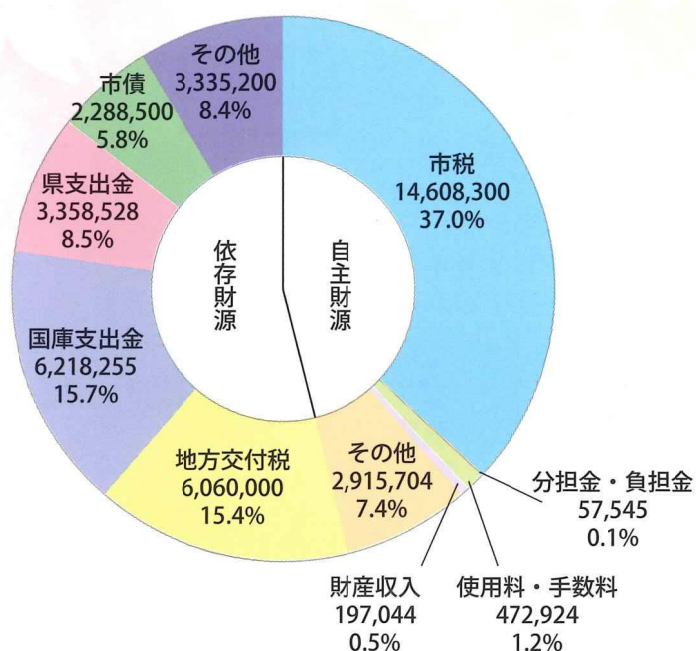
別添のとおり



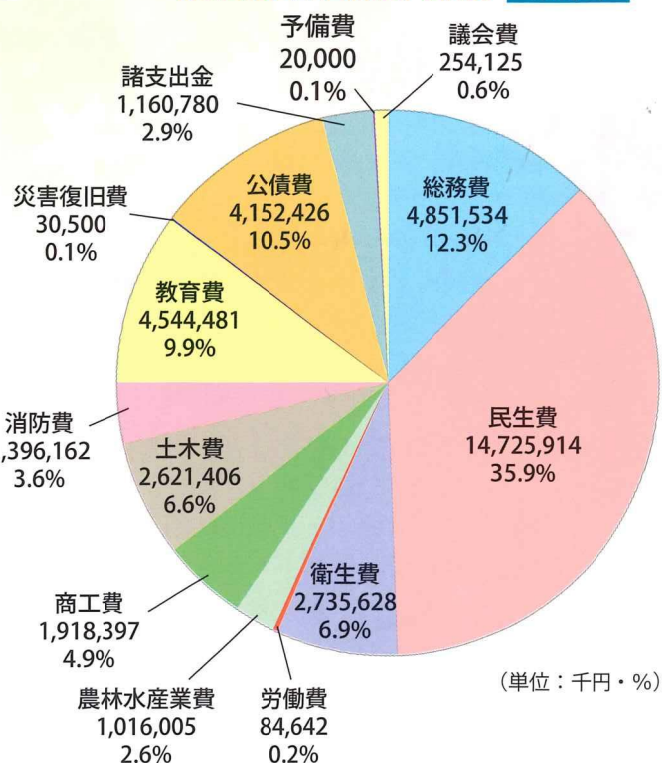
令和7年度 当初予算

一般会計予算額 395 億 1 千 2 百万円

一般会計科目別予算額 歳入



一般会計科目別予算額 歳出



予算の概要

令和7年度当初予算は、能登半島地震の教訓を活かした安全・安心な暮らしの実現や、安心して子育てができるよう地域全体でこども・子育て支援、誰もがいきいきと活躍できるよう健康長寿・生涯活躍を支える取り組みの充実、またユネスコ無形文化遺産への追加登録などにより、本市に世界の注目が集まることから、『ECHIZEN』を世界ブランドにすることに重点的に予算配分しています。

一般質問

防災 マイタイムラインの普及の推進について

令和6年12月10日議会

国や全国自治体では災害時の家族単位の行動計画であるマイ・タイムラインの作成支援が進められている。

Q1 市においても、マイ・タイムラインの作成は以前から進められているが、自分一人でも作成することが出来るよう、わかりやすいガイドブックを用意することが必要では？

A1 市では、令和3年に改定した市洪水ハザードマップにマイ・タイムラインを作成するページがあり、水害に関する市政出前講座では、浸水想定区域を見てもらい、作成ポイントを説明し、実際に各自記入してもらっている。各自、自分や家族の避難行動のタイミングをあらかじめ知っておくことで、災害時も慌てずに行動が取れるよう、作成の支援を行っている。

Q2 他市では住民参加型ワークショップなどでマイ・タイムラインの作成を支援するなど、普及啓発を図っている。このような取り組みを継続していくことで、普及すると考えるが？

A2 市では、洪水ハザードマップの見方や使い方に関する市政出前講座において、本年度は11の町内や団体を対象に、マイ・タイムラインの作成を支援する取り組みを進めている。

ソサエティ 5.0 時代を生きる子どもたちに相応しい教育の実現に向けて、学校教育に ICT を浸透させ、更なる教育の充実を図るためのデジタルトランスフォーメーション、いわゆる学校教育の DX を推進している。

GIGA スクール構想の一環として、全ての児童・生徒に一人一台のタブレット（デバイス）を配布している。

Q1 現在、生徒や教職員に配付している台数は何台あるか。

A1 児童生徒及び教職員へ、予備も含めて 6,970 台のタブレットを配布。GIGA スクール構想は、教育格差の拡大という問題も引き起こす可能性がある。一人一台のタブレットを配布することで、家庭の経済状況によらず全ての子供が ICT を活用した学習を行える環境が整う一方で、学校／家庭内の ICT 環境の整備状況によって、教育の質に格差が生じてしまう可能性がある。GIGA スクール構想の目指す「全ての子供が等しく高品質な教育を受ける」ことを阻む大きな問題となっています。

Q2 具体的には、家庭におけるインターネットの接続環境が全ての家庭に備わっていることで、高品質な教育を受ける事ができるか？

A2 インターネット接続環境が備わっていない家庭については、モバイルルーターの貸出を行っており、家庭での持ち帰り学習に対応している。

Q3 教師の IT スキル向上をどのように取り組んでいるか？

A3 教職員の IT スキル向上について、タブレットの導入時に全校全教員を対象にタブレットやアプリケーションの操作研修を実施している。

Q4 プライバシーとセキュリティの問題、安全対策、個人情報の管理、不適切な情報へのアクセス防止などの対策は？

A4 文部科学省が策定した教育情報セキュリティポリシーガイドラインに準拠した「越前市教育情報セキュリティポリシー」を策定して実施している。

Q5 教材の選択、教師の研修など、教育内容の質の向上、確保するための取組みは？

A5 子ども達の学びの質を向上させていくためには、対面指導を基本としながら、ICT 機器の使用による指導が効果的になる場面と、適切に組み合わせ、子ども達の興味関心を喚起。

Q6 デジタル教科書はどのようなものか。

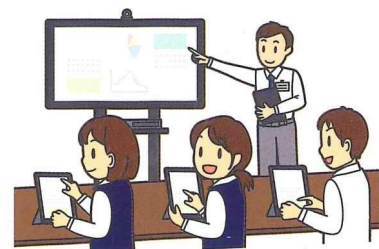
A6 デジタル教科書は、紙の教科書の内容の全部をそのまま記録し、さらに教育効果を高める動画や音声などを視聴できる教科書。

Q7 「デジタル教科書」の導入の背景とメリットは。

A7 デジタル教科書は、動画や音声などの付加コンテンツにより、教育効果を視覚的に高めるメリットがある。

Q8 「デジタル教科書」の導入状況は？

A8 指導用デジタル教科書は、平成 19 年から、教職員が、授業でプロジェクター投影して使用する形で整備を始めており、現在は全ての小中学校で、全教科書分を導入しています。

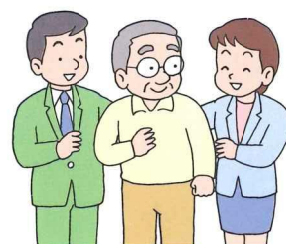


生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮する人たちの相談を自治体が幅広く受け入れ、就労など必要なサービスに繋げていく制度。

Q1 必須事業、任意事業がある。越前市はどの事業を取組んでいるか。

A1 本市では、1つ目「自立相談支援事業」では、生活困窮者の自立の促進を図るための包括的な相談支援を実施。2つ目には、「住居確保給付金事業」では、住居を喪失またはそのおそれがある離職者の就労活動を支えるため、家賃を給付。

任意事業は、3つ目「就労準備支援事業」では、働く意欲がありながら、今すぐに働くことが困難な人に対し、生活習慣づくりから就労及び定着までを支援している。4つ目「家計改善支援事業」では、家計状況を見える化し、収支を見直し、自分で家計管理できるよう支援している。5つ目、「一時生活支援事業」では、離職等により住居を失った人に一時的な居住を提供している。6つ目、「子どもの学習・生活支援事業」では、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援、生活習慣や育成環境の改善を支援。



Q2 任意事業の実施状況、成果は？

A2 令和5年度の各事業の対応実績は、就労準備支援事業は延べ545件、家計改善支援事業は延べ2,140件、一時生活支援事業は延べ24日、子どもの学習・生活支援事業は延べ246件。

Q3 生活困窮者を早期に発見する方法として、提案ですが、市・県民税等の滞納があるとか、また保育料の滞納があるとか、何か気になる方が市の窓口に来られた時、生活困窮者自立支援事業の相談窓口に関係していけば？

A3 市の市税、保育料、上下水道料金等の窓口では、支払いが困難であるという相談者が来られた場合、まず市福祉総合相談室に繋ぎ、そこから市社会福祉協議会に繋いでいく。

一般
質問

中心市街地活性化プランの推進について

令和7年3月4日議会

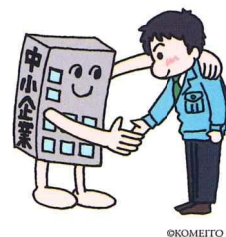
第3期中心市街地活性化計画では、①まちの顔づくり、②暮らしの再生、③にぎわいの再生をテーマに掲げ、施策に取り組んできた。①まちの顔づくりとして、新庁舎の建設や武生中央公園の再整備、市民プラザたけふの整備といったハード整備に重点を置き整備を終えた。令和4年3月に中心市街地活性化プランを計画され、その課題について聞く。

Q1 第3期中心市街地活性化基本計画で整備をした3施設の活用実績は？

A1 庁舎前ひろばでのイベント参加数は、令和4年度は、約8,000人、令和5年度は、約7,000人です。eホールの利用数は、令和4年度は、約26,600人、令和5年度は、約26,500人です。武生中央公園の来園者数は、令和4年度は、約1,289,000人、令和5年度は、約1,353,000人。市民プラザは、令和4年度は、約385,000人、令和5年度は、約436,000人。

Q2 次の柱の「人が歩き・営み・暮らしやすい まちづくり」について、事業の方針1
空地、空き家の利活用策の推進について、具体的な取り組みは？

A2 商業施策の具体的な取り組みは、「まちなか出店・改装促進支援事業助成金」を利用して、県内初のサウナ専門店や、ゲストハウス、駄菓子屋、イタリアン飲食店など、令和4年度以降、10件の新規開業があった。毎年度まちづくり武生株式会社では、空き店舗見学会を実施し、物件内覧をきっかけに出店に繋げている。



Q3 次の柱の「中心市街地のにぎわい創出をさらに効果的に行うためのハード整備の研究」の事業の方針に
北陸新幹線「越前たけふ駅」とのアクセス強化とハピライン武生駅東側の活性化について、明記をしているが、具体的な取り組みは？

A3 北陸新幹線「越前たけふ駅」とハピラインふくい「武生駅」間のアクセス強化は、デマンド交通を北陸新幹線の開業に向け、令和5年10月から実施し、越前たけふ駅に共通停留所を設置し、ハピラインふくい「武生駅」をはじめ、エリア内へ移動できるようにした。タクシーは、新幹線の到着時刻に合わせ待機するよう対応し、レンタカーは、駅前の営業所で借りることが出来る。

武生駅東の活性化は、現在、歩行者の武生駅東西アクセスは連絡橋と地下道であり、バリアフリーに対応しておらず、課題となっていた。安全・安心な歩行者動線を確認し、東西の利便性や回遊性を高めるため、まずは連絡橋に関し、技術的な課題を整理し、ハード整備の手伝いについて研究する。

Q4 泊食分離について、泊食分離とは旅館などの宿泊施設において、宿泊料金と食事料金を別立てにするもの。
夕食、朝食が困っている宿泊客と飲食店とを結ぶ、泊食分離を推進する企画を計画しては？

A4 まちなかではゲストハウスの出店が相次いでいる。ゲストハウスでも、食事の提供はせず、まちなかの飲食店を案内している。新たなネットワークづくりとして、「シン町衆活動支援プロジェクト」を実施し、ネットワークの拡大を図っている。来年度は店舗連携の仕掛けとして、各店舗を相互に訪問するまち歩き企画を予定している。

一般
質問

有機フッ素化合物 (PFAS) 汚染の越前市の現状について

令和7年3月4日議会

PFAS（ピーファス）は「パーフルオロアルキル物質」の略で、主に有機フッ素化合物の一種。化合物は、耐水性や耐油性に優れていて、さまざまな製品に利用されている。便利さの裏には、環境や健康への影響が懸念されている。PFASの特性は非常に強力な力で、環境中で分解されにくい「永遠の化学物質」とも呼ばれています。このため、土壌や水源に蓄積されることが懸念されています。特に、飲料水や農作物への影響が指摘されており、健康へのリスクが懸念されている。

- Q1** 初めに、PFAS（PFOS、PFOA）は、どのような物質で、どのように人体が摂取され、どういう影響があるか？
- A1** 有機フッ素化合物、PFAS は 2000 年代の初め頃まで様々な物の製造過程で利用され、我々の身の回りの日用品に広く使われている。
- 現在は、国際的に規制が進み、日本で新たに作られることはなく、国際的に規制が進み、日本を含む多くの国で製造・輸入が禁止されている。
- 人体へは、水や食品から摂取されるが、影響があるとなると、コレステロール値の上昇や発がん、免疫系等との関連などと危険性の指摘がある。
- Q2** 越前市で、人の健康への影響が出ていると考えられるのでしょうか。お伺いします。
- A2** 暫定目標値を超えた井戸は、既存の地下水汚染を監視している観測井戸で、飲用や農業などに利用されていない。
- Q3** 市の水道における PFAS の調査場所と結果はどうなっているのですか。また、今後の監視はどうしていくのか？
- A3** 本市の水道は、県水から受水した水と市の自己水源からの水を各配水池より、市民へ供給。県水の水源である日野川の水については、福井県にて検査を実施し、本市の自己浄水場の3箇所、年に1回、水質検査、いずれも安全。
- 検査結果は、市ホームページにて公表。国では、令和8年度から有機フッ素化合物（PFAS）の水質検査や基準の順守が義務付けられる。
- 本市では、令和7年度から、配水池系統ごとの4箇所を年4回に増やし、水道水の安全性を確認する。
- Q4** 不安を感じている市民の方もおられます。これからの広報のやり方は？
- A4** 以前、PFAS について新聞やテレビで報道されるたびに、上下水道課や環境政策課に電話での問い合わせがあった。
- 昨年末 12 月 23 日に開催した環境審議会で、上下水道や地下水の本市の現況を説明し、そのことを翌日の福井新聞に掲載してもらった。すると、問い合わせは、無くなった。市民に安心いただくためにも、安全が確認されたという情報も積極的に公開していく。

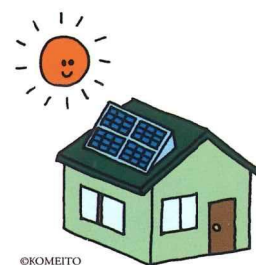


一般質問

「脱炭素社会の実現に向けた都市づくり」について

令和7年3月4日議会

市を取り巻く環境に関する様々な課題に対応するため、平成 29 年 3 月には越前市環境基本計画の改定。脱炭素社会の構築やマイクロプラスチック対策、食品ロスの削減など様々な環境に関する新たな課題への対応が求められる。令和 3 年 8 月には脱炭素社会の実現に向けて 2050 年までに二酸化炭素*排出量実質ゼロを目指す「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。



- Q1** 令和3年8月19日に「越前市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。宣言周知を行い、市民や事業者に対して、行政として脱炭素化に向けた取組みの協力をされたのか。
- A1** 令和5年度の産学官金による市カーボンニュートラル推進協議会の発足時には、セミナーなどで再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化などにより二酸化炭素排出量削減の必要性を啓発。令和6年度からは環境省の補助事業採択により、啓発から具体的な取組みへと移行。
- Q2** 市民の取組み、行政の取組みの中で、マイボトルの持参について、推進されている。福井県庁には、1階にマイボトルチャレンジ 給水スポットが設置されている。県の職員の方が、マイボトルを持ち寄り、冷水、温水を給水していた。越前市にも導入は可能と考えるが？
- A2** 本市にもある企業が営業に見え、連携協定を締結することで、2年間無償で給水機をレンタルできる。給水機の導入は、マイボトルの推進に有益と考えられる。2年経過後は年間30万円程度の賃借料が発生。冷水や温水に対応すると年間50万円近い賃借料が発生する。今後、費用や管理の課題も含め、関係者と協議をしていく。

おけたに耕一ホームページ

ご質問・ご要望など
お気軽にお聞かせください

komei.or.jp/km/echizen-oketani-koichi/
E-mail miraifor@nx.ttn.ne.jp

[携帯]090-1391-5481 [FAX]0778-22-8504

[発行元] 桶谷 耕一



桶谷耕一

